

## 災害時における臨時避難所の提供に関する協定書

安城市（以下「甲」という。）とトヨタエンタプライズ・キャッチネットワーク共同企業体（以下「乙」という。）は、災害時における臨時避難所の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、安城市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したことにより、帰宅困難者及び避難者が一時的又は集中的に発生した場合に、乙が管理する施設（以下「施設」という。）を臨時避難所（基本協定の「一時滞在施設」をいう。）として使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## （対象施設）

第2条 乙が臨時避難所として提供し、開設する施設は、次のとおりとする。

安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場  
（安城市御幸本町504番地1）

2 施設使用の具体的な場所については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

## （開設の要請）

第3条 甲は、甲の指定する避難所だけでは、対処できないと判断した場合においては、乙に対して臨時避難所の開設を要請するものとする。

## （臨時避難所の開設）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合には、臨時避難所を開設するものとする。ただし、乙が直ちに開設できないやむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

2 乙は、開設の可否を決定したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙は、臨時避難所の開設により使用不可となった施設の予約の取り消し、使用料の還付に伴う事務等を行う。

4 甲は、乙が臨時避難所を開設したときは、乙の所在する地域の自主防災組織にその旨を連絡するものとする。

5 乙は、災害の規模によっては自主的に臨時避難所を開設することができる。この場合においては、乙は、甲に速やかに連絡するものとする。

(管理及び運営)

第5条 甲は、臨時避難所を管理する上で必要な連絡調整を行う担当者を定め、次の業務を行うものとする。

(1) 公民館避難所等との連絡

(2) 臨時避難所の開設に必要な食料、物品等の支給

2 乙は、臨時避難所における生活に必要な設備器具等の提供に努めるものとする。

3 乙は、臨時避難所の管理及び運営について、可能な範囲で協力するものとする。  
(使用期間)

第6条 第2条の施設を臨時避難所として使用する期間は、原則として2週間以内とする。ただし、甲の災害復旧が長期にわたる場合は、期間延長に関し、甲乙協議して定めるものとする。

2 甲は、できる限り速やかに、避難者を甲の指定する避難所に移すように努める。

3 甲は、第1項に定める施設の使用期間が満了した場合は、原状に復旧し、速やかに乙に引き渡すものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条第1項に定める施設の使用期間が満了した場合は、甲が負担する経費を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の請求があった場合は、すみやかに乙が指定する支払先に支払うものとする。

(補償)

第9条 乙の従業員が、この協定に定める協力において被った人身事故については、安城市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第24号)の規定の例による。

(自主防災組織との連携)

第10条 甲は、この協定の締結後、乙の所在する地域の自主防災組織に協定締結の内容を報告する。

2 乙は、常に乙の所在する地域の自主防災組織と連携を図るよう努めるものとする。

(連絡担当者の選任及び連絡体制等)

第11条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡担当者を2名以上選任し、その氏名、連絡先等を緊急時対応要領に記載し甲に報告するものとする。連絡担当者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について、別に協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第12条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から安城市中心市街地交流多目的スペース及び安城市中心市街地イベント広場の指定管理期間満了日までとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和4年3月31日

甲 安城市桜町18番23号  
安城市  
安城市長 神谷 学

乙 名古屋市中村区名駅四丁目4番10号  
トヨタエンタプライズ・キャッチネットワーク  
共同企業体  
代表者 株式会社トヨタエンタプライズ  
代表取締役 高瀬 由紀夫